

○国政研第132号

国土交通政策研究所における科学研究費の内部監査に関する規程について次のとおり定める。

令和2年11月24日

改正 令和3年6月29日 国政研第39号

国土交通政策研究所長 住本 靖

国土交通政策研究所における科学研究費の内部監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「国土交通政策研究所における科学研究費助成事業の研究実施規程」第9条に基づき内部監査を適切に実施するために必要な事項を定めるものである。

(内部監査部門及び監査責任者)

第2条 最高管理責任者は、科学研究費（以下「科研費」という。）の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」等、当該科研費が求める基準を踏まえ、内部監査部門を置く。

- 2 内部監査部門は、最高管理責任者である国土交通政策研究所長の直轄的な組織とし、内部監査責任者及び総務課総務係で構成する。
- 3 内部監査責任者は、総務課長とする。
- 4 内部監査責任者は、毎会計年度、内部監査の実施計画を作成し、最高管理責任者の承認を受けなければならない。
- 5 内部監査は、内部監査部門及び最高管理責任者が指名する者により、関係法令、規則等の遵守状況、研究資金の管理及び執行状況、現金出納、物品管理、その他必要と認められる事項について行う。

(監査結果の報告)

第3条 監査責任者は内部監査の結果について、最高管理責任者に文書をもって報告しなければならない。ただし、特に緊急を要する重要事項については、直ちにその概要を最高管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

(監査結果に対する措置等)

第4条 最高管理責任者は、内部監査の結果、是正等を要すると認めた事項については、統括管理責任者及び研究代表者に対し、必要な措置を講じるよう指示するとともに、講じた措置及びその結果について期限を定めて報告を求めるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前条に掲げる内容において不正使用が確認された場合には、当該科研費の配分機関に報告し、その対応について必要な協議を行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項に掲げる場合においては、当該内容を任命権者に通知しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、研究代表者が所外の者である場合には、内部監査の結果等について情報提供するものとする。

(効率的・効果的かつ多角的な内部監査の実施)

第5条 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事との連携を強化し、必要な情報提供等行うとともに、国政研における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方について、定期的に意見交換を行う。

(懲戒)

第6条 科研費の不正使用に関する事実関係の調査又は内部監査の結果、違法行為等が確認された場合の当該違法行為を行った者に対する懲戒等については、国家公務員法等関係法令に基づき任命権者が厳正に対処するものとする。

附則

この規程は、令和2年11月24日から施行する。

附則（令和3年4月1日国政研第190号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年6月29日国政研第39号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。